

## 介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算について

### ①介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算は、介護サービス施設、事業所で働く介護職員のためのキャリアアップの仕組みを定め、職場環境の改善を行った施設、事業所に対して、介護職員の賃金改善のための介護報酬を支給することを目的に平成23年度まで実施された[介護職員処遇改善交付金]を介護職員処遇改善加算として改訂された加算です。

### ②介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年10月の介護報酬改定により新たに創設されました。経験、技能を有する介護職員に重点化する一方で、一定のルールに基づき、その他の職種への処遇改善も可能となるなど柔軟な運用が認められています。

### 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件について

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関しそれぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

### 見える化要件について

令和元年度からの算定要件で、介護サービス情報公表システムや自社のホームページに職場環境等要件について掲載することです。

### 職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記に掲示いたします。

分類	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護 職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	喀痰吸引研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
労働環境・処遇の改善	ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加え、タブレット端末を活用し訪問先でのアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者 へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化	介護ソフトを活用しタブレット、パソコンでの情報共有記録の電子化による業務の効率化
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットや リフト等の介護機器等の導入	特浴、浴槽用ストレッチャー、電動ベッドの導入
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	仕事と子育ての両立を支援しシフト等の調整
	事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	月1回開催の苦情処理・事故防止委員会での情報の共有
	健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断とストレスチェックの実施 職員休憩室の確保
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	地域の園児と利用者の交流 生徒の職場体験やボランティアの受入 地域のサロンへの参加
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換の推奨